第１１回　木更津市景観推進審議会　会議録

○開催日時：令和８年８月２４日（月）午後１時００分から午後２時１５分まで
○開催場所：木更津市役所駅前庁舎　８階防災室・会議室
○出席者氏名：
（審議会委員）阿部貴弘、依田彩、佐伯浩一、小宮一則、宮下直也、
遠藤幸安（代理出席：阿部警務課長)、河原林裕、田垣徳幸
（木更津市）都市整備部　寺田部長、森田次長
都市政策課　松下部参事、古宇田係長
（庶　　務）都市政策課　廣渡技師、佐久間技術員
○公開非公開の別：全て公開
○議題：
（１）審議会会長の選出
（２）審議会職務代理者の指名
（３）報告事項
①景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについて
②木更津市景観条例の一部改正について
③景観に関するこれまでの取組について
④景観に関する今後の取組について
⑤各種実績について
○傍聴人の数：０名
○会議内容：
司会（古宇田係長）　それでは定刻となりましたので、これより第１１回木更津市景観推進審議会を開催いたします。今年度より都市政策課景観係係長となりました、古宇田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
初めに、本日の審議会でございますが、ウェブ会議併用としておりますので、適宜モニターをご確認ください。本会議は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第３条の規定により公開となり、本日の傍聴人はおりません。
それでは委嘱状を交付させていただきたいと思います。私が名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。
（委嘱状交付）
司会（古宇田係長）　続きまして、副市長の廣橋よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。
廣橋副市長　皆様こんにちは。副市長の廣橋でございます。本日は市長の渡辺の出席がかないませんので、代わりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。
本日は大変お忙しい中、第１１回木更津市景観推進審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。初めに、この度委員にご就任いただきました皆様に心より感謝を申し上げます。本市の景観行政を推進するに当た

り、皆様の豊富なご経験等、専門的な知見をお借りできますことを大変心強く思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本市景観計画では、基本方針の１つに、「暮らしに身近な生活の風景を整える」を掲げております。そこで市民協働による景観まちづくりを推進するため、昨年度からワークショップを開催し、意見交換を重ねて参りました。今後はその成果を実践に移すとともに、取り組みをより広く知っていただくための冊子も作成する予定でございます。引き続き市民の皆様とともに、誇りと愛着を持てる木更津の景観づくりに全力で取り組んで参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の審議会では会長の選出に続きまして、景観条例の一部改正といった制度面のご報告の他、ワークショップにおける取り組みなどにつきましても、皆様にお伝えさせていただきます。詳細については、担当者よりご説明をいたします。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　ありがとうございました。ここで副市長は公務の都合により退席をさせていただきます。

次に、本日欠席しております委員をご紹介いたします。吉野様、古田様におかれましては、所用のため欠席をしております。続きまして、遠藤委員におかれましては所用のため欠席しており、代理で警務課長の阿部様にご出席をしていただいております。

本日は委員が代わられて初めての審議会となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。私から順に名前を呼ばせていただきますので、一言ご挨拶をいただければと思います。

それでは、まず初めに、日本大学理工学部からご推薦をいただきました、阿部貴弘様、お願いいたします。

阿部委員　　ご紹介いただきました、阿部と申します。木更津市の景観計画策定段階から長く携わっております。引き続き委員の委嘱をいただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、有限会社クリマの依田彩様、よろしくお願いいたします。

依田委員　　有限会社クリマの依田と申します。よろしくお願いいたします。私は、環境色彩計画を専門にしております。今日も議題に出てきますが、事業者として団地の改修等で色彩を提案することもございますので、事業者として申請者の目線からも発言できるかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、木更津商工会議所からご推薦いただきました、佐伯浩一様お願いいたします。

佐伯委員　　皆さん、こんにちは。木更津商工会議所の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、木更津市観光協会からご推薦をいただきました、小宮一則様、お願いいたします。

小宮委員　　皆さん、こんにちは。木更津市観光協会の協会長を仰せつかっております、小宮でございます。よろしくお願いいたします。観光協会としましては、ちょうど今、木更津駅西口から港に向かって整備が進められております。こちらを「ほこみち」ということで、市が人の流れをつくるということで計画をされ、１１月に向けて進められていると聞いております。是非とも、今ある資源を市内だけではなく、市外の方にもしっかりと認識いただき、また、観光として活用されてほしいと考えております。この審議会を通じまして、いろいろと取り組みをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、関係行政機関の方です。君津土木事務所長の宮下直也様、お願いいたします。

宮下委員　　千葉県君津土木事務所長の宮下でございます。よろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、木更津警察署長の遠藤幸安様の代理で、警務課長の阿部様、お願いいたします。

阿部警務課長　こんにちは。木更津警察署の警務課長の阿部と申します。本日、所長の遠藤が所用で出られませんでしたので、代理で出席させていただきました。警察として交通整理等で貢献できることがありましたら、しっかり貢献していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、公募委員の方々です。河原林裕様、お願いいたします。

河原林委員　　改めまして、河原林と申します。よろしくお願いします。木更津に住んで３５年程経ち、子供も木更津市で育ったので、何か貢献できないかと思い、委員をさせていただくことになりました。ただ、生まれは京都ですので、京都は昔ながらの景観を残す取り組みをしていることもあります。そういった知識が、この審議会で役に立てば良いと思っております。よろしくお願いいたします。

司会（古宇田係長）　続きまして、田垣德幸様、お願いいたします。

田垣委員　　田垣德幸です。よろしくお願いします。私は、前回に引き続いて応募させていただきまして、この審議会に参加させていただくこととなりました。よろしくお願いします。

司会（古宇田係長）　以上、本日出席できない方２名を含めて１０名の構成でございます。任期の２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、職員を紹介させていただきます。都市整備部長の寺田でございます。

寺田部長　　皆さん、こんにちは。都市整備部長の寺田でございます。部長として、２年目となりますが、しっかり皆さんと議論しながらこの景観について検討して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

司会（古宇田係長）　続きまして、都市整備部次長の森田でございます。都市政策課長の松下でございます。都市政策課景観係係員の廣渡でございます。同じく係員の佐久間でございます。最後に私、景観係長の古宇田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会場の皆様におかれましては、機器の使用方法などお困りの際は会議の途中でも構いませんので、挙手する等でお申し出ください。職員がサポートさせていただきます。資料の確認ですが、こちらタブレットのほうに格納しております。次第を初め、９種類の資料をタブレットに格納しておりますのでご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、本日の会議につきましては、議事録作成システムを使用いたしますので、発言の際はマイクの真ん中にある銀色のボタンを押していただいてご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。会長が選任されるまでの間、都市整備部長の寺田が仮議長を務めます。寺田部長、よろしくお願いいたします。

仮議長（寺田部長）　それでは、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。本日の出席委員は、委員定数１０名のうち８名で、委員の２分の１以上が出席しておりますので、木更津市景観規則第３０条第２項の規定により、会議は成立しております。

初めに、「議事１　審議会会長の選出」についてお諮りいたします。木更津市景観規則第２９条第１項の規定により、会長は委員のうちから、委員の選出によってこれを定めるとなっております。立候補または推薦があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐伯委員　　阿部委員を推薦したいと思います。

仮議長（寺田部長）　ただいま佐伯委員から、阿部委員の推薦をいただきました。他にいらっしゃいますでしょうか。では、候補者が１名でございますので、選挙とはせず、推薦がございました、阿部委員に会長をお願いしたいと思います。

本審議会は、木更津市景観規則第３０条第１項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、私はこれで仮議長の職を解かせていただきたいと思います。阿部会長どうぞよろしくお願いします。

司会（古宇田係長）　阿部会長、議長席の方へ移動をお願いいたします。寺田部長ありがとうございました。阿部会長、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）　ただいま会長にご推挙いただきました、阿部と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。先ほども申し上げましたが、景観計画策定の段階から、木更津市に関わらせていただいております。途中、コロナ等を挟みまして、なかなか現地に伺う機会がなかったのですが、久しぶりにこちらへ伺うと、駅西口の風景がだいぶ変わってきているのを実感しました。アーケードも取られて、かなり空が広くなり、これから再整備も始まるということで期待が大きいと思います。ただし、今回の整備等々を踏まえて、景観とい

うのは２０年、３０年あるいは１００年、２００年先にどんなストックを残せるかということが非常に重要だと思いますので、その意味ではこの審議会が、大変重要な役割になっていると思います。皆さん活発なご議論、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきますが、「議事２　審議会職務代理者の指名」についてということで、木更津市景観規則第２９条第３項の規定により、私の職務代理者を指名させていただきたいと思います。職務代理者には佐伯委員を指名させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

（佐伯委員承諾）

議長（阿部会長）　ありがとうございます。では佐伯委員に職務代理者お願いいたしたいと思います。

次に、木更津市景観推進審議会会議運営要領第６条の規定により、議事録署名人を指名させていただきたいと思いますが、本日の議事録署名人については、小宮委員にお願いしたく思います。よろしいでしょうか。

（小宮委員承諾）

議長（阿部会長）　よろしくお願いいたします。

それでは、「議事３　報告事項」に移ります。まず、報告①「景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについて」ということで事務局の方からご説明をお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　私の方から説明をさせていただきます。タブレットに格納しております資料１「景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについて」をご確認ください。

景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについてということで、報告事項として挙げておりますが、こちらについて委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

まず、「１．建築物の色彩に関する基準」について、木更津市景観計画において、一定規模以上の建築物については、増築や新築等について届出をしなくてはいけないということになっております。その際に、建築物の外壁や屋根については、資料内の数値で示しております色彩基準を満たす必要がございます。こちらの基準を満たさないと不適格となりますが、ここで今回確認したいのが、建築物の外壁の部分となります。

次に「２．木更津市景観計画における「建築物の外壁」の定義」について、木更津市景観計画の内容を抜粋しておりますが、こちらの２行目から３行目にかけて記載しています、「建築物の外壁面ごとにガラス面や開口部を含め、図示の通りとします」ということで、外壁というものを壁とガラス面と開口部ということで定義をしております。

次に、「３．建築物に設置された「手すり」等の取扱い」について、先ほど説明した通り、ガラス面と開口部を断定して、色彩割合の分母に含めてい

ることから、例えば手すりなどは外壁とはならず、本市ではこれまで色彩の審査をしておりませんでした。ただ、資料の図にあるとおり、マンションのような形状で、窓ガラスのところに手すりが付いているというような構造がありますが、その場合、手すりが建築物の色彩に与える影響として非常に大きいと考えております。

現時点で、申請段階においては、外壁と同様の基準で色彩を決定して欲しいということを伝えていますが、基準を超える色彩で届出が提出された際に、市役所としては、断ることができない状態となっております。そのため、手すりをはじめ、他にも建築物に設置される構造があることが想定されますが、このような附帯物も審査に含めるように色彩基準を見直す必要があると考えております。こちらにつきまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。以上でございます。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。今ご説明いただきましたが、この件に関して、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。

依田委員お願いします。

依田委員　　手すり壁が鉄筋コンクリート製ではなく、ガラス手すりということもあるかと思われますが、ガラスの仕上げの場合はどのような取り扱いをされているのでしょうか。

都市政策課（古宇田係長）　ガラスの手すりというものを、届出上受けたことがないですが、もし届出が出された場合はこちらで検討させていただく形になると思います。おそらく、現状の景観計画ではガラス面とならないため、手すりの場合、色彩基準で審査することはないものと考えております。

依田委員　　続きまして、意見もよろしいでしょうか。

先ほどの自己紹介で申し上げましたとおり、実際に申請を出す側としても届出のための面積計算等をしたことがありますが、やはり手すりも含めた見付面積で数字を出していることが多いと思います。昨今では、割と黒っぽい手すりなどもありますが、現行の基準ですと、黒い手すりが明るさの関係で基調色にはならないと思いますので、手すりを真っ黒にして申請した場合には、斜めから建築物を見ると、景観に与える一定の影響はあると思います。そのため、壁面と同じように考えた方がよろしいと思います。以上です。

都市政策課（古宇田係長）　ありがとうございます。最近受理した届出で、依田委員がおっしゃるように、手すりが黒色で提出されたものは、色彩の数値基準を少しはみ出してしまうというような事例もございました。ただ、現状ですと、手すりについては壁として取り扱っていないということで、基準を満たさなくても、市としては審査を通さざるを得ないというような状況になっております。今後、他の委員の方々の意見も踏まえまして、見直しの方向で進めたいと考えております。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

例えば、近隣市等々で何か、参考事例等があれば教えていただけますでしょうか。

都市政策課（古宇田係長）　近隣ですと、君津市で景観計画には書いてはおりませんが、運用ガイドラインというものを策定しております。建築物の設備類に関しても、建築物と調和した色ということで、色の規定まではしていないですが、大きくはみ出さないような色彩とするよう運用ガイドラインに記載がありました。

議長（阿部会長）　私からも意見ということになりますが、駅西口の富士見通りの整備が進み、用途地域は商業地域ですので、比較的高いマンションも建つ可能性がありますし、マンションの補助金はまだ継続しているものと認識しております。積極的にマンションを建築することになると、商業ビルではないので、バルコニーのような構造でベランダ、そして手すりが設置されるということは容易に想像できます。そのため、現行の景観の届出のお願いベースであると、どうしても適合する色彩にできないと言われることもあるかと思います。同じくガイドラインであっても、守らなくても問題はないと判断される方も出てくることになりかねませんので、今後、この件も含めて景観計画を見直していく時期にもあろうかと思います。そのタイミングで手すりに関しても、景観の協議ができるような形にしていただくのが良いと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

都市政策課（古宇田係長）　ありがとうございます。追加で補足になりますが、建築指導課の方に事前に確認をしたところ、例えば、マンションのはみ出したベランダ部分の手すりに限らず、壁になってる部分は、建築基準法上、外壁や壁という定義はないとのことでした。一般的な用途としてベランダのように使っている部分において、建築物の外面になっている箇所を壁とは呼ばないとのことです。そのため、法の間をつつくように、ベランダの部分で特色を出したいと考える業者がいたときに、壁ではないから何色にしても問題ないと判断して建築を進める可能性もあるかと思います。このような場合、市では設計変更をお願いできないこととなりますので、いただいた意見を確認した上で、手すり等について、どこまで具体的に景観計画に記載していくかを検討させていただきます。

議長（阿部会長）　側壁やベランダの脇にある構造で、団地等の防災用で火事のときは突き破って脱出に使える壁や、普通のマンションですと、固い壁になっていることがあります。私も多くの事例を知っているわけではないですが、月島や勝鬨のあたりのマンションでいろんな色を塗って、特徴を出している地域もあり、そこは非常に目についたり、居心地が悪かったりするような景観ではないですが、そういう事例も出てくる可能性がありますので、良い悪いというよりも、できるだけ協議の俎上にのるような形で見直しをしていただければ良いと思います。

他にご意見等いかがですか。

依田委員お願いします。

依田委員　　私たちがいつも景観や色彩の届出を出す際に、計算する時は外壁から飛び出している手すり壁も、外壁として扱っていることがほとんどです。壁が鉄筋コンクリート造等になっている場合に、バルコニーの手すり壁の後ろの壁はサッシとして扱い、通行人からはあまり見えないので、サッシの方はむしろ計算の中に入れておらず、あくまで立面図の見付面積で計算して提出する自治体が特に都内では多いというふうに認識しております。そして、出ている壁というところで申しますと、庇や窓の上に小庇があると思いますが、こういったところも、見付面積で算出していることが多いと思います。ご参考までに、よろしくお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　ありがとうございます。いろんな自治体の事例を見ながら、参考にさせていただきたいと思います。

議長（阿部会長）　では、河原林委員お願いします。

河原林委員　　意見を述べさせていただきます。バルコニー等については、色彩基準の中で、皆さん苦労して建てられる中で、ある１つの建物にとっては調和が取れていても、周辺全体で見たときに調和が取れているのかどうかを、もう少し考えていただけると嬉しいと思います。今年の夏、すごくヨーロッパが暑くて、フランスにクーラーがないということがニュースで取り上げられていましたが、なぜクーラーがないかというと、景観に対してとても厳しく、室外機を設置できないと基準で決まっているからです。アメリカのワシントンでも、同じような事例があったかと思われます。そのため、木更津市として駅西口をどうしたいのかという、大きな計画を立てて欲しいと考えております。今までも景観の補助金を出してる事例を出していただいていますが、部分的にはとても良い景観になっていても、全体として木更津市らしい景観なのかどうかが私は気になるため、全体が木更津市らしい景観になるように考えていただけると嬉しいです。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。何か事務局から意見等がありますか。木更津駅西口の重点区域を指定する際に、いろいろとビジョンの絵が出てきたかと思いますが、現状でどんな動きになっているかの詳細までは把握しきれていない部分も多いですから、情報提供があればお願いします。

都市政策課（古宇田係長）　駅西口につきましては、現在、歩道の整備をしているところです。１１月にアクアラインマラソンがありますので、それまでに歩道の整備を終わらせるように準備を進めているところです。先ほど、小宮委員からもお話がありましたとおり、ほこみち制度ということで、歩道と車道の境目約２．５メートルの部分に、旗を置けたり、ベンチを置けたりできるような、利便性の高い道路にする計画としております。そして、そこに設置する道路占用物につきましても、この審議会の中で富士見通りの重要公共施設という

ことで、現在ガイドラインを作成しておりまして、設置するものについても、色彩や高さ、意匠について、ある程度の制限をかけているというような形になってきます。こちらの指定がもう少し先になりますので、まだ現状見た目的には変わってないところもありますが、富士見通りの重要公共施設と、元からある景観重点地区ということで、建築物につきましては、他の地域よりも少し制限を強くしている形になっておりますので、重点地区である富士見通りを面的に、より良くしていこうと動いているところです。以上です。

議長（阿部会長）　よろしいでしょうか。それでは他にはいかがですか。

この件は、技術的な検討も必要かと思いますので、届出の運用のことも念頭に置きながら、事例調査していただいて、前向きに改善していただければと思います。

では、報告②「木更津市景観条例の一部改正について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　それでは資料２「木更津市景観条例の一部改正について（報告)」をご覧ください。

まず、「１．改正理由」ですが、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和８年５月２１日に公布され、都市再生特別措置法等の「等」の中に景観法が含まれています。景観法の一部が改正されたことにより、景観法の条項に移動が生じたことから、木更津市景観条例中の引用規定を整備するために、条例を一部改正させていただきます。

続きまして、「２．本条例の改正内容」ですが、今回の改正によって何か内容が変わることはございません。景観法の第１６条第７項第１１号が第１６条第８項１２号に改正されたことにより、該当の条文を引用しております、木更津市の景観条例第１３条を改正させていただきます。詳しくは、新旧対照表も併せてご確認ください。

①について、この新たに改正された法第１６条第８項第１２号の概要につきましては、景観法の第１６条第１項第２項に規定される届出行為、建築物や工作物の新築・増築の際に、景観行政団体や行政の方に、届出をするよう定めていますが、それの適用除外として届出をしなくてもよいものについて、規定をしております。そこで、その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為と括弧書きに書いてありますが、この景観行政団体の条例で定める行為というものが、先ほどご説明した、木更津市の景観条例第１３条にあたります。

続きまして、②と③について、なぜ今回条がずれてしまったのかというと、法第１６条第６項が追加されたということで、資料のとおりになります。都市再生特別措置法に基づきということで、これは景観法ではなく他の法律になりますが、都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、特定固有魅力形成建築物の増築等による届出がされたときは、当該届出

行為のうち、景観法に基づく届出をしなければいけないものについては、届出がされたものとみなすということとなりました。ただし、こちらは木更津市には該当がないものとなります。他法令で届出があり、例えば建築物で、本来であれば、景観法の届出も必要な建築物だとしても、二重の届出にならないよう、届出をしなくてもよいというような規定が追加されました。

次に③ですが、法第１６条第８項第４号の追加についてです。法第１６条第８項が、先ほど簡単に説明した届出対象行為ですが、適用除外ということで届出しなくてよいという内容を第８項の第１号から第１２号まで規定されており、この度第４号が追加になったということで、景観行政団体から認可を受けた、再生協定に基づき行う行為が届出行為の適用除外となります。これにつきましては、今回の景観法の改正により、新たに創設された制度で、景観エリアリノベーション事業というものがございます。建造物の老朽化などにより、良好な景観が十分に形成できていない地域において、市町村がノウハウを持つ民間会社などを景観整備推進法人として指定し、建物所有者と再生協定を結び、所有者に代わって建築物の改修や利活用を行うことで、景観再生を図る制度というものが新たに創設されました。こちらについては、国土交通省の方でモデル地域などを決めて、現在取り組んでいるというものになっております。私からの説明は以上でございます。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。景観法が１０年経ち、改正されたことに伴う条ずれが発生したことにより、木更津市の景観条例に反映させようとする改正となります。

何かご質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。事務手続きの話ですので、今後もし、この景観整備機構から名前が変更された景観整備推進法人が、木更津市の方でも指定されるようになると関連してくると思いますが、今の段階では特に内容には係わらないということでよろしいですか。

では、この件に関しては、報告をいただいたということで次に、報告③「景観に関するこれまでの取組について」ということで、ご説明をお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　それでは資料３－１をご覧ください。景観に関するこれまでの取組についてということで、令和７年度の取り組みについて、簡単にご説明をさせていただきます。まず、昨年度実施したものとして、届出の規制だけではなく、資料にあるようなワークショップなども開催させていただきました。景観まちづくりワークショップということで、木更津市の景観計画の中の基本方針の３に掲げました、「暮らしに身近な生活の風景を整える」や、基本方針の５に掲げました、「景観まちづくりにおける市民や事業者の参画を促し、その活動を積極的に支援する」の実現に向け、市民の郷土への愛着、

誇りの醸成を図ることを目的としたワークショップを２回、昨年度に開催いたしました。

まず、第１回目のワークショップとしましては、ワーク１として、自分が住んでいる町である木更津の景観がどうなって欲しいのか、理想的な景観はどのようなものか意見を出し合い、発表をしていただきました。ワーク２として、その理想の景観に近づけるために、自分たちで何ができるのかを議論しました。

３月には第２回目のワークショップということで、第１回目のワークショップを踏まえた上で、現時点で参加者の方々の興味のあることや、やってみたいことは何かを考え、参加者の方々が各家庭などで、実際に自分たちでできる取り組みというものを具体的に用紙に書き出してもらい、発表を行いました。

また、竹を活用したプランターづくり体験講座ということで、こちらは先月、開催をさせていただきました。先ほど説明しましたワークショップの参加者が、それぞれ具体的に取り組みをやっていることから、その活動を支援することを目的の１つとしています。加えて、ワークショップの参加者だけではなくて、幅広く市民の方々にも参加をしていただいて、この景観づくりへの参加の輪を広げるということを目的に、木更津市の地域資源である竹を活用しまして、プランターづくりの体験講座を開催させていただきました。

続きまして、資料３－２をご覧ください。こちらが第１回目のワークショップの内容になっております。簡単に説明させていただきますが、ワーク１はグループに分かれて、理想の景観はどういったものかを話し合い、意見をまとめていきました。話し合いで出た意見をまとめた結果、表の花・ガーデニングの欄では、それぞれの家がもっと緑や花に興味を持ってガーデニングが行われると、さらに魅力的になるのではないかといったご意見をいただいたところです。ワーク２では、理想の景観に近づけるために何ができるかを考え、参加者それぞれの意見を取りまとめ、各班で発表をしてもらいました。景観の改善ということで、ごみ拾いから、緑や花による演出、それからボランティアなど、いろいろな意見がございました。ただ、一番多く意見が出ているのが、緑や花による演出というところで、自宅や地区ごとで、庭を綺麗に整えたいといった具体的なアイデアが出てきました。

次に、資料３－３です。こちらが第２回目のワークショップの結果になります。まず、ワーク１で、現時点で興味のあること、やってみたいことは何かを確認しました。やってみたいことの分類を行い、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄに分類したところ、自宅の緑化・ガーデニングを中心としたＡ・Ｂと公共空間の美化や修景活動の場づくりとして意見のあったＣ・Ｄで、それぞれ、いろいろなアイデアが出ています。これらを踏まえ、ワーク２として、みんなの知恵を出し合い自分たちでできる取り組みを具体化するということで、参加者

を２班に分け、Ａ班は自宅や地域での取り組み、Ｂ班は公共空間での取り組みとして、班別にグループワークをしていただきました。まず、Ａ班の方は、自宅の緑化やガーデニング、庭の修景に関する意見が多く、道路から見える位置に花を置いたり、車から見える位置に目立つ色の花を植えたり、ガーデニング関係が中心に話題となり、自分たちでできることを話し合っていただきました。次にＢ班は、公共空間の美化にということで、一番多くの意見が出たのが、ベンチなどを作って公園等に置きたいといったものや、今年度アクアラインマラソンがありますので、マラソンロードに花植えをしてみてはどうかといった多様な意見が出ております。これらの意見を踏まえて、今皆様には具体的に各自で取り組みを進めてもらっているところになります。

続きまして、資料３－４の竹のプランターづくり体験講座をご覧ください。こちらは先月実施したもので、参加者２４名で、夏休み期間ということもあり、小学生も数名来ていただきました。資料の写真にあるとおり、２人組で作業をしていただいて、プランターを実際に作り、飾った写真もいただいております。写真つきましては、また後程ご覧になっていただければと思います。説明は以上でございます。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。景観計画はどうしても、何か建築物が新築、改修されるといった、受け身の取り組みですが、それを補足するような、日々の暮らしの中でできるようなことを実践していこうという、大変前向きなワークショップの展開でとても良いと思います。

この件に関して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

小宮委員　　初めて参加をさせていただいて、こういった取り組みがされていることにすごく驚きました。実績報告を聞かせていただいて、多くの方が取り組まれていることに気づかされました。

聞かせていただきたいのは、１つ１つの取り組みの中で人数は説明があり、ワークショップに参加される方はとても意識が高いと思ったのですが、どういった方が参加をされて、これから先の展開をどんなふうに、参加者の方たちが考えているのかを教えていただきたいと思います。

都市政策課（古宇田係長）　参加者の方々につきましては、市の広報などで募集をかけて、参加をしていただきました。景観まちづくりワークショップの参加者としては、そこまで人数が多かったわけではありませんが、第１回目のワークショップでは１６名の参加をいただきまして、第２回目のワークショップでは、基本的に第１回目の１６名の中から、もう１度来ていただくという中で、都合が悪く、来れなかった方もいましたが、１２名の参加となっています。第１回目の１６名についても、当初はもう少し人数が多かったのですが、急遽来れない方などもいて、１６名ということになっております。そして、今後につきましては、後の報告事項で説明をする中に含まれていますが、このワークショップを２回目までやってきましたが、今年度３回目、４回目という

ことで、２回のワークショップを検討しているところです。そこで、様々な意見をワークショップ参加者からいただいた上で、実際に身近に景観づくりができる手引きのような、ヒント集のようなものを、参加者の皆様から提供いただいた事例の写真などを活用した上で作成をし、完成させる予定です。今年度で一旦完成をさせて、事例が後からも出てくるかと思いますので、後からでも加工がしやすいように、随時職員の方で追加ができるような形で手引きを作成して、これを広く周知した上で、市民の方々や事業者の方に見ていただき、景観づくりというものを推進していきたいと考えております。

都市政策課（松下部参事）　補足をさせていただきます。先ほど委員の方から、どんな人がワークショップに出てきているのか、質問がありましたが、実際に募集をかけたのが、広報きさらづや市ホームページとなっております。募集した時の内容が、資料３－２となっています。資料右上のワークショップのねらいと青丸で書いてあるところで、「景観に配慮したまちづくりと聞くと、何か特別な取り組みのように感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、景観に配慮したまちづくりは、暮らしに身近な風景を整えるための取り組みです。例えば、お庭にお花を植えることや、花壇やプランターを作ることなども景観に配慮したまちづくりです。興味のある方は、一緒にいろいろ議論をしながら、できることからやってみませんか。」といった投げかけの中で、集まってきていただいた方となりますので、特殊な技能を持っている方という訳ではなく、本当に景観に興味のある方に集まってきていただいております。

同じように、先月、竹のプランターづくり講座も興味のある方は参加してくださいといった形で、ハードルを低くして、活動する方を呼び込み、あちこちで活動が広がり、それが目に見える形になってくると、木更津は花が沢山あるといった、プラスの印象があると感じてくれる方が増えるのではないかと考えております。景観まちづくりのいろいろな計画を作ることも大事かと思いますけれども、ワークショップには興味のある方に来ていただいているという補足でございます。以上でございます。

議長（阿部会長）　景観計画策定の際に、地域別のご意見の交換会をしましたが、その時よりも今説明のあった景観まちづくりワークショップに参加される人数の方が多いということは、やはり何か大きな計画を作るよりも、自分たちでできること、あるいは手足を動かすことに、市民の皆さんは興味があると思いますので、そうしたニーズを汲んでいただいて、ぜひこれからも継続的に取り組んでいただきたいと思います。

では、関連しますけれども、報告④「景観に関する今後の取組について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　それでは、資料４をご覧ください。「景観に関する今後の取組について」ということで、今年度に行う予定の取り組みを記載させていただいております。まず、先ほどワークショップの説明の中でも少し申し上げ

ましたが、アクアラインマラソンの開催に合わせた、コース沿道の花植えを、ワークショップに参加していただいた方の発案に基づいて実施する予定でございます。１１月８日の日曜日にアクアラインマラソンが開催されますので、それに合わせてコース沿道となる、木更津市のほたる野地区において、市民参加型のワークショップを通じた花の植栽事業を実施する予定となっております。実施内容は、まだ具体的に細かく決まっておりませんが、エリアとしては、ほたる野地区で開催を考えております。対象者につきましては、ワークショップの参加者や市民といった、一般の方に幅広く参加をしていただきたいと考えてます。実施の時期としましては、１０月に全２回ということで予定しています。発案者の方は、ある程度の専門的な知識を持っている方で、現在も周辺道路の植栽帯に、市に許可を取った上で花を植えております。発案者の方に確認を取ったところ、花をただ植えただけでは、なかなか育たないということで、まずは土を耕すということを１回実施し、肥料を入れる土づくりを行い、２回目に花の植栽を行う段取りで検討中です。どのような花にするかは、発案者の方を中心に決定しようと思っています。今回のイベントにつきましては、あくまでも行政はサポートする立場で、地域住民の方が主体となって、事業を進めていくことを目的としております。

次に、２つ目ですが、「(仮称）身近な景観づくりの手引きの作成」ということで、先ほど少し説明をさせていただきましたが、昨年度より開催しているワークショップ参加者の意見やアイデアを盛り込み、住民等が実施する、身近な景観づくりの進め方のヒントとなるような手引きを作成します。作成スケジュールとしましては、令和８年９月に景観まちづくりワークショップの第３回目ということで開催を予定しています。このワークショップにおいて、参加者が実際に取り組んでいる内容を報告していただき、１０月から１２月に、それらを踏まえた上で、手引きの案を作成します。１２月に最後となる第４回目のワークショップを開催し、ここで手引きの案を提示しようと考えています。第４回目のワークショップにおいて、参加者の方々から意見をいただいて、最終的には令和９年の２月に、「(仮称）身近な景観づくりの手引き」の完成を考えています。先ほど説明した通り、一旦２月で完成にはなりますが、加工ができるような仕上げにしておいて、毎年、市役所の職員の方で、新しい事例や取り組みを更新できるようにしていきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。今後の取り組みということで、アクアラインマラソンの関連と、身近な景観づくりの手引きの作成の２件の説明をいただきました。

何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

河原林委員、お願いいたします。

河原林委員　　このワークショップはとても良い取り組みだと思います。現在、木更津市の公式ＬＩＮＥでは、様々な情報を流していると思いますが、説明のあったワークショップの情報はそちらで流れてきていないようです。おそらく、広報とホームページだけの募集となっているかと思われますが、ＬＩＮＥで情報発信されると非常に見やすく、注意しやすいので、そういう媒体でも情報を流していただいたら、もっと関心を持つ方が増えるのではないかと思います。よろしくお願いします。

都市政策課（古宇田係長）　ありがとうございます。特に、アクアラインマラソンの開催に合わせた花植えは、ある程度の人数の方に参加していただきたいので、ＬＩＮＥを使って募集する他、近隣の小学校の学生等にも声掛けをしたいと考えています。

議長（阿部会長）　おそらく、身近な景観づくりの手引きは、庭でできることや、夜間景観に貢献すること、いろんな段階、いろんな地域特性に応じたようなヒントが集まると良いと思います。

　また、動画を作ることは想定されていますでしょうか。プランターづくりをしている動画を上げると、実際に目で見るよりも、作り方がわかりやすいかと思うのですが、どうでしょうか。

都市政策課（古宇田係長）　現在、検討しておりませんでしたが、職員が作業している過程を動画で編集し、アップロードするのは非常にわかりやすいと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。実際に、竹のプランターづくりワークショップは、私が司会で開催しましたが、参加者の方々は一生懸命作業に取り組み、市の職員が教えるというよりも、思い思いに作業を進めていたところがありました。最終的には、どなたも同じような形でプランターが出来上がりましたが、動画があった方が何回も再生ができるため、参考になりますし、わかりやすいかと思います。ありがとうございます。

議長（阿部会長）　動画をアップロードできるようなプラットフォームがあれば、プランターづくりワークショップに限らず、工程がわかりやすく伝わると思います。その方が市民全体に波及し、広く知っていただけると思いますので、無理にとは言いませんが、ご検討いただければと思います。

　他にはいかがでしょうか。ぜひ委員の皆さんも、こんなアイデアはどうかというものがあれば、市の方にお寄せいただければと思います。

　では続きまして、報告事項⑤「各種実績について」ということで、ご説明をお願いいたします。

都市政策課（古宇田係長）　それでは資料５をご覧ください。各種実績についてということで、届出等の実績について報告をさせていただきます。まず、「景観法に基づく届出」ということで、平成２８年３月に景観計画を策定してから、この届出が開始されて、令和７年度までの実績を記載しております。令和７年度につきましては、変更の届出も含めて２１件の申請がありました。年度に

よって波はありますが、建築物ですと概ね同じような件数で、変動はない状態になっています。

続きまして、「木更津市景観形成重点地区支援事業補助金」について、こちらは景観形成重点地区である木更津駅西口の富士見通りにおける補助金になります。重点地区の景観形成基準に適合した上で、良好な景観の形成及び魅力あるまちづくりに寄与する景観づくりを行うものに対して、補助金を交付しています。令和４年度から始まり、令和６年度は１件も申請がないといったこともありましたが、令和７年度には資料１頁目の下にある写真のとおり、富士見通り沿いの銀行が補助金を受けて工事を行いました。こちらの写真は市ホームページでも公表されてるものと同様です。工事の内容は模様替えとなっており、補助金の上限額が５０万円になりますので、審査の結果、５０万円の補助金を交付しました。

続いて、「木更津市景観形成推進事業補助金」についてです。良好な景観形成に資する事業を実施する市民団体等へ補助金を交付しています。こちらは公共施設に花壇を設置したり、花を植え変えたりすること等で、上限５万円として支出している補助金になります。平成２９年から始めまして、最近ですと毎年同じ３団体に交付をしています。毎年１５万円程度の予算を取っておりますので、表内の上から２つ目の請西区自治会花の会、上から４つ目の中尾菅生地域保全会、最下段の花のある街づくりの会の３団体に、５万円ずつ交付して予算をすべて消化していています。写真は、請西区自治会花の会が実際に活動したものです。木更津第二中学校の真下の麓付近にある花壇に花を植えていただいています。

最後に、「景観アドバイザーによる助言」についてです。景観形成に関する技術的及び専門的な助言を受けて、良好な景観形成について適切な誘導を図るため、景観アドバイザーを委嘱しています。基本的には、大きい建築物を建築する際に、市の景観に影響を与えるような構造や色彩などについて、専門的なご助言をいただいています。会長の阿部様にもアドバイザーとして委嘱させていただいておりまして、数々助言をいただいております。平成２８年から始め、具体的な内容は公表していないのでお伝えできませんが、市内の商業施設や医療機関、木更津駅西口の富士見通りや宿泊施設に関して、それぞれご助言をいただいて、より良い景観となるよう、アドバイスをいただいているところでございます。私からは以上でございます。

議長（阿部会長）　実績ということでご紹介いただきました。この件に関して、ご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

ちなみに、私アドバイザーも兼務していますが、アドバイスを聞いてくださる方もいらっしゃれば、なかなか聞いていただけない場合もあります。とはいえ、助言をしないよりは助言した方が良いと思いますので、景観アドバイザーや届出も含めて、引き続き適切に続けていただければと思います。

１点質問となりますが、この届出に関して、大体２０件台から３０件台で推移していますが、届出業務として、これぐらいの件数であれば、現在の職員数で問題なく捌ける数なのでしょうか。忙し過ぎて、１件あたりの届出に対応できる時間が短くなっているようなことがありましたら、お聞かせいただければと思います。

都市政策課（古宇田係長）　現在の景観係の体制として、私含めて３名体制となっております。ここに記載されている件数であれば対応が可能ということで、特別滞ることはなく、処理できているところです。

議長（阿部会長）　件数が倍程度になっても問題はなさそうですか。

都市政策課（古宇田係長）　倍の届出があったとしても、対応自体は問題ないと考えております。ただし、基準に適合しないような書類が提出された場合は、事業者とのやりとりがかなり増えてきますので、対応が多くなり、なかなか大変になるのではないかと思われます。

議長（阿部会長）　そろそろ木更津市の景観計画について、届出対象規模も現状のままにするか、あるいは少し広げるのか、もう少し地区別にメリハリをつけるのかといったことも、届出運用のキャパシティーを考慮し検証した上で、考える時期に来ているのではないかと思いますので、そういった観点からこれまでの実績を今一度見直していただければと思います。

皆様から何か質問はございますか。いかがでしょうか。報告事項全体を通して、何かご意見があれば、あるいは感想でも構いません。なかなか集まる機会もないと思いますので、何かご意見があれば、いただきたいと思いますけれども、いかがですか。

依田委員、お願いします。

依田委員　最初の報告にあった手すりの件について、実際に算出に入れると計算が大変になることもありますが、ただ基準値に収まっているかどうかのチェックだけになると、今後チェックをする木更津市の方も負担になりますし、業者も大変になると思うので、どちらも大変にならないように、数字に雁字搦めにならないような運用をしていただきたいと思いました。

議長（阿部会長）　他にはいかがでしょうか。河原林委員、お願いします。

河原林委員　駅西口の歩道が広くなり、景観も変わるということで、市民として期待しています。ぜひ周辺も綺麗になって、花火大会の時だけ人が増えるのではなく、普段から富士見通りを歩いて、町を楽しみながら買い物をしてくれる人が増えると良いかと思います。

議長（阿部会長）　ありがとうございます。それでは私から２点ほど、今後の検討のお願いがあります。

１つは、手引き等も作成され、駅西口の様相も変わっていき、市全域で開発が今後も続きそうな状況かと思われますが、その際に、どうしても景観計画ですと、建築等をする相手に対して色彩基準の範囲内に収めてくださいと

いうような、ネガティブチェックという運用の仕方をしなければならないですが、一方で良いものをきちんと評価するといった、俗に言う景観賞のようなものをというのを、設けていくこともぜひ検討していただいて、先ほどのマンションの手すりもそうですけれども、何が良くて、何が駄目なのかのお手本や規範となるようなものは何かを検証していくというような制度設計も進めてほしいと思っております。隣の袖ケ浦市では既に景観賞のようなものを実施していますし、県内でも私はそこまで関わってはいませんが、松戸市も積極的に景観賞を出していて、実際に届出の中から良いものを表彰したところ、受賞された方は非常に喜んでおられますので、ご検討いただきたいと思います。

２つ目は、駅西口の整備もありますし、まだまだ木更津市には体力があると思います。体力があるうちに、木更津市の景観計画はもう１０年程経過しているかと思いますので、これまでの運用実績を踏まえて、大幅に見直す必要はないと思いますが、届出対象行為の件数とのバランスや、最初のマンションの話など、見直しの時期に来てるのではないかと思いますので、これまでの実績等々を踏まえて、しっかり現行計画をレビューして、改定の必要があれば、改定していくというような時期かと思います。ぜひ、景観審議会を定期的に開催していただければと思います。

以上、景観賞の話と景観計画改定の話の２件をご検討いただければなと思っております。他に意見等がないようでしたら、これで議事を終了としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では以上で、本日の議事がすべて終了いたしましたので進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願いします。

司会（古宇田係長）　阿部会長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、第１１回木更津市景観推進審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

以上

第１１回景観推進審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和８年 9 月 28 日

木更津市景観推進審議会　　（署名）

第１１回木更津市景観推進審議会　会議次第

令和８年８月２４日（月）１３時００分～
木更津市役所駅前庁舎８階防災室・会議室

１．開会

２．委嘱状交付

３．副市長挨拶

４．議事
（１）審議会会長の選出
（２）審議会職務代理者の指名
（３）報告事項
①景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについて
②木更津市景観条例の一部改正について
③景観に関するこれまでの取組について
④景観に関する今後の取組について
⑤各種実績について

５．閉会

景観法に基づく届出（建築物）の取扱いについて

1. 建築物の色彩に関する基準について

木更津市景観計画において、**「建築物の外壁」**、「屋根」については、下表に示す数値基準を満たす必要があります。

市街化区域の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁	基調色 外壁の各面の4／5以上	0R～5YR	4以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5YR～5Y	4以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	補助色 外壁の各面の1／5以下	0R～5YR	8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5YR～5Y	8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他	8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	強調色 外壁の各面の1／20以下※	自由（ただし、周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用する）		
屋根		0YR～5Y	6以下	3以下
		その他	6以下	1以下

市街化調整区域の色彩基準

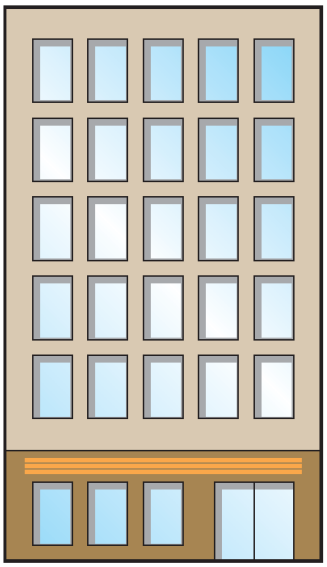
基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁	基調色 外壁の各面の4／5以上	5YR～5Y	4以上8.5以下	3以下
		その他	4以上8.5以下	1以下
	補助色 外壁の各面の1／5以下	0R～5YR	8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5YR～5Y	8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他	8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	強調色 外壁の各面の1／20以下※	自由（ただし、周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用する）		
屋根		0YR～5Y	6以下	3以下
		その他	6以下	1以下

※ただし、補助色の使用面積と強調色の使用面積の和は、1／5以下とする

2. 木更津市景観計画における「建築物の外壁」の定義について

建築物外壁面の基調色･補助色・強調色及び面積の考え方

基調色・補助色・強調色がそれぞれ使用できる面積は、建築物の外壁面ごとにガラス面や開口部を含め、図示の通りとします。
外壁面が複雑な形状となる場合や、周囲から見えない部分の壁面については、協議・調整のうえ、基準の適用範囲を決定することとします。



基調色
外壁各面の4／5以上

補助色
外壁各面の1／5以下

強調色
外壁各面の1／20以下

3. 建築物に設置された「手すり」等の取扱いについて

上記において、ガラス面と開口部を断定して色彩割合の分母に含めていることから、「手すり」等は外壁とはならず、本市ではこれまで色彩の審査をしていませんが、建築物の色彩に与える影響は大きいと考えられます。

現時点では、申請段階において外壁と同様の基準で色彩を決定してほしい旨を伝えていますが、基準を超える色彩で届出が提出された際に断ることができないことから、「手すり」等を含めるように、色彩基準を見直す必要があると考えられますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

木更津市景観条例の一部改正について

１．改正理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 23 号）が令和８年５月 27 日に公布され、景観法の一部が改正されたことにより、景観法の条項に移動が生じたことから、木更津市景観条例（以下「本条例」という。）中の引用規定を整備するため、本条例の一部を改正します。

２．本条例の改正内容

景観法「第 16 条第７項第 11 号」が「第 16 条第８項第 12 号」へ改正されたことに伴い、当該条文を引用している木更津市景観条例第 13 条を以下のとおり改正します。

新	旧
木更津市景観条例 平成 27 年 12 月 16 日 条例第 37 号 （法第 16 条第８項第 12 号の条例で定める行為） 第 13 条　法第 16 条第８項第 12 号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に規定する工業専用地域（同法第 12 条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。	木更津市景観条例 平成 27 年 12 月 16 日 条例第 37 号 （法第 16 条第７項第 11 号の条例で定める行為） 第 13 条　法第 16 条第７項第 11 号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に規定する工業専用地域（同法第 12 条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

①「法第 16 条第８項第 12 号」の概要

法第 16 条第８項第 12 号とは、法第 16 条第１項及び第２項に規定される届出行為の適用除外として、「その他政令又は景観行政団体の条例（景観条例第 13 条)で定める行為」を規定しています。

②新たに追加された「法第 16 条第６項」の概要

都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、特定固有魅力形成建築物の増築等による届出がされたときは、当該届出行為のうち、景観法に基づく届出をしなければいけないものについては、届出がされたものとみなす。

③新たに追加された「法第 16 条第８項第４号」の概要

景観行政団体から認可を受けた再生協定に基づき行う行為（届出行為の適用除外となる）

→【景観エリアリノベーション事業】

建造物の老朽化等により良好な景観が十分に形成できていない地域において、市町村がノウハウを持つ民間会社等を景観整備推進法人として指定し、建物所有者と再生協定を結び、所有者に代わって当該建物の改修や利活用を行うことで景観再生を図る制度が創設されました。

景観に関するこれまでの取組について（令和７年度）

■景観まちづくりワークショップ

木更津市景観計画において基本方針③に掲げた「暮らしに身近な生活の風景を整える」をテーマに、基本方針⑤に掲げた「景観まちづくりにおける市民や事業者の参画を促し、その活動を積極的に支援する」の実現に向け、市民の郷土への愛着・誇りの醸成を図ることを目的としたワークショップを２回開催しました。

〇第１回ワークショップ（R8.1.18）

→Work１：自分が住んでいるまちの景観、どうなってほしい？理想は？

→Work２：理想の景観に近づけるために何ができるか考えよう！

〇第２回ワークショップ（R8.3.8）

→Work１：現時点で興味のあること、やってみたいことは何？

→Work２：皆の知恵を出し合い「自分たちでできる」取組を具体化しよう！





■竹を活用したプランターづくり体験講座（R8.7.19）

上記ワークショップ参加者がそれぞれ景観に配慮した取り組みを実践していることから、その活動を支援するとともに、市民の景観づくりへの参加の輪を広げるため、地域資源である「竹」を活用したプランターづくり体験講座を開催しました。







A班の話し合いの様子



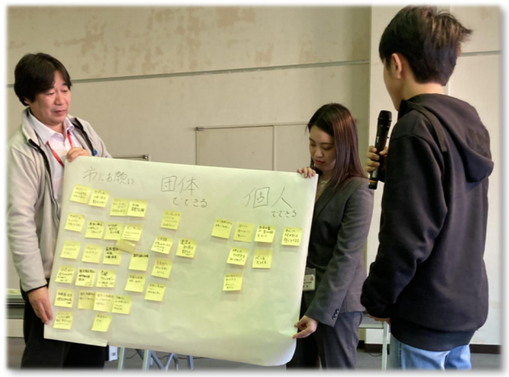
B班の話し合いの様子



C班の話し合いの様子



休憩時間に他の班の意見を確認



A班の発表（中学生が発表してくれました）



B班の発表



C班の発表

今回の意見交換が、どのような具体の
取組につながるのか楽しみです！

木更津市景観まちづくりワークショップ（第１回）

～「景観に配慮したまちづくり」に取り組んでみませんか！～

● ワークショップのねらい

「景観に配慮したまちづくり」と聞くと、何か特別な取組のように感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、「景観に配慮したまちづくり」は、暮らしに身近な風景を整えるための取組です。例えば、お庭にお花を植えることや、花壇やプランターをつくることなども、「景観に配慮したまちづくり」の一つです。

市では、このような「景観に配慮したまちづくり」の実践を目的としたワークショップを、今年度と来年度の 2 か年にわたり開催します。ワークショップに参加した皆さんが、取組事例について学び、意見交換しながら、各自ができることを考え、実際に取り組んでいきます。

また、「景観に配慮したまちづくり」を広めていくため、ワークショップ参加者の考えや取組を反映した「（仮称）身近な景観づくりの手引き」を作成します。令和 9 年度以降は、この手引きを活用して身近な景観づくりの輪を広げていきます。

景観に配慮した取組例



例：道路沿いの花壇や樹木の整備
（清見台中央通り）



例：エアコン室外機のカバー設置
（木更津会館）



例：花と緑に囲まれた庭
（花とカフェハンノ木）

● 第１回ワークショップの開催概要

プログラム

1:00　主催者あいさつ

1:05　本ワークショップの趣旨・目的の確認
- 「身近な景観づくりの手引き（仮称）」取りまとめ
- 今後の取組とスケジュールについて

1:15　身近な景観づくり事例の紹介
第1回ワークショップの内容・進め方の確認

1:30　Work1　自分が住んでいるまちの景観、どうなってほしい？理想は？

2:10　休憩

2:20　Work2　理想の景観に近づけるために何ができるか考えよう！
（取組のアイデアは？自分たちで何ができる？）

3:05　グループ討議結果の発表　＆　意見交換

3:25　あいさつ・次回案内

3:30　解散







Work1 自分が住んでいるまちの景観、どうなってほしい？理想は？

３つのグループに分かれて、自分が住んでいるまちの身近な景観について、ここは「良いと思うところ（自慢できるところ）」と「もっとこうなってほしいところ（理想）」について話し合いを行いました。

★「良いと思うところ（自慢できるところ）」の主な意見

港や海の眺望	・太田山公園の高台からの眺め ・一直線で海が見える真舟の坂 ・潮浜公園からの夕焼けと富士山 ・木更津港からの眺望／中の島大橋越しの富士山　等
歴史を感じる街並み	・昔ながらの道がよい（まち中にクランクが多い） ・西口から海にかけて古い建物が活かされているところ ・古い建物を利用したお店 ・木造住宅の雰囲気がとても良い　等
綺麗なお庭のある街並み	・馬来田や矢那の民家（広々とした庭や立派な門構え） ・庭を綺麗にしている人が多い ・庭の植物を見て歩くと楽しい（祇園地区）　等
自然の風景	・自然が豊かなところ ・矢那川沿いの風景 ・ハンノキ湿原のいっせんぼく（富来田地区にある湧水）　等
並木・桜・花壇等	・清美台や八幡台のイチョウ並木 ・桜の時期がきれい（特にかずさ１号公園） ・小櫃堰公園の桜／矢那川のサクラ並木 ・花の会で作っている花壇（バス停、公園、ロータリー、公民館） ・大久保団地の「藤のカーテン」　等
その他	・祇園駅、馬来田の駅舎が小さくてかわいい ・潮干狩りができる（金田、江川）　等

★「もっとこうなってほしいところ（理想）」の主な意見

雑草やゴミのない道路・河川	・道路の雑草の管理／歩道に雑草が繁茂している状況の改善 ・道路沿いや植栽帯にゴミが放置されている状況の改善 （金田 IC 沿道、アクアライン高架下、ポルシェ通り） ・矢那川沿いのゴミ
花・ガーデニング	・各地域に公園はあっても花が少ない ・大久保中央公園に四季を通じて花などを植えたい ・自宅の角地に花などを植えたい ・それぞれの家がもっと緑や花に興味を持ってガーデニングが行われると街並み景観が魅力的になる　等
魅力的な街並み	・土地ならではの暮らしの姿が見えるといい（暮らしの景観の美しさが少ない） ・統一感のある住宅街の形成（道路沿いへの花の植栽 等） ・歴史が感じられる街並みの保存・形成／歴史的な建造物の保存・活用 ・富士見通りのアーケード撤去を契機とした市民参加による魅力づくり　等
空き家の管理	・生業とともにある暮らしの姿としての空家の再生 ・空き家や高齢者しか住んでいない家のお庭が管理・改善 ・空き家の草木を年２回程度処理できないか
その他	・かずさ１号公園の更なる魅力向上 ・矢那川の遊歩道が伸びるといい ・各所に桜があるのに、花の時季のイベントがない

Work2 理想の景観に近づけるために何ができるか考えよう！

前半で話し合った「もっとこうなってほしい」という身近な景観の理想について再度確認した上で、理想の景観に近づけるために必要と思う取組や対策のアイデア出し合いました。

★「理想の景観に近づけるための取組・対策の主なアイデア

環境改善（ゴミ等）	意識・行動	・ゴミが落ちていたら各自が率先してゴミを拾う（大谷選手を見習う） ・自治会ごとに清掃活動を行う ・ゴミステーションをきれいに保つ（ついでのゴミ拾い、交代で清掃） ・ゴミが多い所に花のプランターを置く ・矢那川を一緒にきれいにしたい ・壁の落書きを消す
	制度	・町をきれいにするための助成金を出す ・ゴミのポイ捨てに対する罰金制度を創設する（シンガポールのように）
修景活動		・自分の家の室外機を修景する／壁や塀を修景する ・竹林整備と竹の活用：竹をプランターや室外機カバーに活用する／ゴミステーションを竹で作る、既存のゴミステーションを竹で修景
ベンチの設置		・ベンチを作り公園や店先等に設置する ・市民からの寄付で小櫃堰公園にベンチを設置、寄付者の名前を表示する
緑や花による演出	自宅	・庭をきれいに整えたい／せめて自宅の庭や玄関を花いっぱいにする ・各家の玄関先に季節に応じた花を植える・飾る
	地区	・自治会単位で同じ花で統一感を演出する ・地区ごとに同じ花や緑を植えて各地区の個性や統一感を演出する
	道路・公園等	・道路や街路樹の足下に花を植える ・各地の公園を木や花できれいにする ・公民館で緑のカーテンを子どもたちと作る ・花による富士見通りの演出（花時計や絵に見えるような植え方の工夫 等）
	ノウハウ共有等	・土（肥料）の作り方を共有してほしい ・園芸の有識者にノウハウを聞きたい／ガーデニング講習会の開催 ・園芸愛好者が気軽に集まれる機会づくり（愛好者の集い） ・ガーデニングコンテストの開催
	体制	・植物の世話を複数人で分担する（花植え替え、雑草取り、水やり） ・高齢のお宅の庭の管理のお手伝い（仕組みづくり）
	資材等サポート	・市から希望者に花の苗や肥料、プランターを配布する ・園芸用品貸し出しの仕組みや植物の種の配布があるとよい
	活動の場・機会づくり	・雑草を処理してできた公共スペースを活用した地域のガーデニング園づくり ・富士見通り等を活用した市民参加による景観づくりモデル事業の実施
ボランティア	活動への参加	・ゴミ拾い活動をしている団体に参加する（NPO 法人木更津イルカ計画等） ・花を植える活動をしている団体に参加する（いっせんぼく部会）
	仕組みづくり	・「雑草を抜こうの会」を組織する ・企業等が行う環境活動等の公表と周辺住民の参加
空き家・空き家の庭の管理		・市による空き家のお庭管理の仕組みづくり（個人では勝手にできないため） ・空き家を活用して休憩や植物を植える場所にする ・空き家管理のボランティア組織づくり
景観まちづくりの仕組み・体制づくり		・各自治会等への景観づくりアドバイザーの派遣 ・まち歩きイベント等を定期的に開催して住民意識を高める ・地区ごとに景観まちづくり協議会のような住民組織をつくる



第１回での意見の振り返り



興味あること・実践したいことを書き出す



A班の話し合いの様子



B班の話し合いの様子



第３回ＷＳまでに実践することを発表



B班はベンチ作りを中心に討議



最後は全員でフリップを持って集合写真撮影

次回までにどんな取組報告があるか
楽しみです！

木更津市景観まちづくりワークショップ（第２回）

～「景観に配慮したまちづくり」に取り組んでみませんか！～

● ワークショップのねらい

「景観に配慮したまちづくり」と聞くと、何か特別な取組のように感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、「景観に配慮したまちづくり」は、暮らしに身近な風景を整えるための取組です。例えば、お庭にお花を植えることや、花壇やプランターをつくることなども、「景観に配慮したまちづくり」の一つです。

市では、このような「景観に配慮したまちづくり」の実践を目的としたワークショップを、今年度と来年度の 2 か年にわたり開催します。ワークショップに参加した皆さんが、取組事例について学び、意見交換しながら、各自ができることを考え、実際に取り組んでいきます。

また、「景観に配慮したまちづくり」を広めていくため、ワークショップ参加者の考えや取組を反映した「（仮称）身近な景観づくりの手引き」を作成します。令和 9 年度以降は、この手引きを活用して身近な景観づくりの輪を広げていきます。

● 第２回ワークショップの開催概要

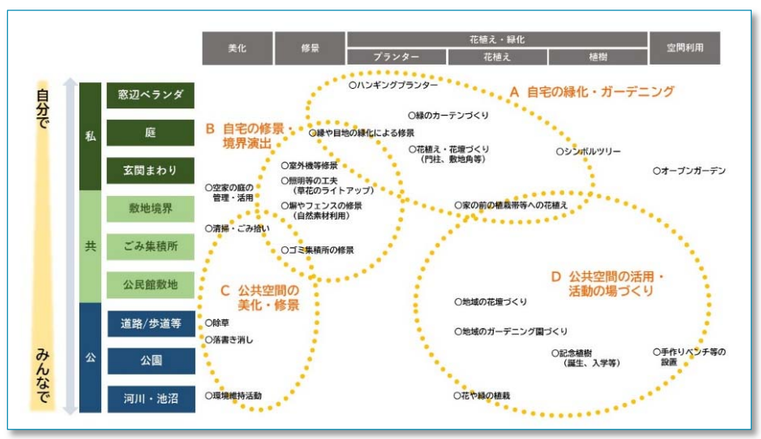
第２回は、第１回で出された「理想の景観に近づけるために必要と思う取組や対策」のアイデアをもとに、一人ひとりがどういう取組に興味があるかを考え、その興味に基づいてグループに分かれて何を・どこで・どのように取り組むかを具体化するために話し合い、アイデアを出し合いました。

最後は第 3 回ワークショップまでに実践できること、実践に向けての課題を整理し、発表しました。

プログラム

- 1:00 主催者あいさつ
- 1:05 第１回ワークショップの振り返り
 ・第１回ワークショップの意見を踏まえた「自分たちでできる」取組の例
- 1:20 Work1 現時点で興味のあること、やってみたいことは何？
- 1:50 休憩
- 2:00 グループワークの進め方について
- 2:05 Work2 皆の知恵を出し合い「自分たちでできる」取組を具体化しよう！
- 3:05 グループワーク結果の発表
- 3:25 あいさつ・次回案内
- 3:30 解散

■第１回の意見まとめ
―自分たちでできること
―できそうなこと
―やってみたいこと



Work1　現時点で興味のあること、やってみたいことは何？

第１回ワークショップでの意見をもとにした「自分たちでできる」取組の例を見ながら、「現時点で興味のあること」「やってみたいこと」「既に取り組んでいること」を各自フリップに書き出し、発表しました。

■グループ討議前｜現時点で興味のあること、やってみたいこと

A 自宅の緑化・ガーデニング	A-①	自宅の前や玄関先に花や木を植えたり、花壇やプランターをしつらえる（門柱の下、敷地の角、階段、バルコニー）	・道路から見える庭へ植物を植える（2 人） ・自宅の前や玄関先に花や木を植える（2 人） ・玄関先に花壇やプランターをしつえらえる（3 人） ・ガーデニング、草取り ・花壇やプランターで花や野菜を育てる―収穫後はご近所さんと交換 ・去年から保管してある種（アサガオ、ウリなど）を発芽させて植える
	A-②	自宅の庭やバルコニーに緑のカーテンをしつらえる	・道路から見えるベランダに緑のカーテンをつくる ・自宅の庭やバルコニーにシェードカーテン（グリーンカーテン）、暑さよけや夏野菜の採取（きゅうり、ゴーヤ）で一石二鳥
	A-③	隣近所や地区ごとに同じ花や緑を植えて一体感を演出する／通り沿いを花や緑のラインでつなげる	・地区ごとに同じ花を植えて一体感 →各自治会へ交付金を配る →使っていない遊休地を活用して大きな花畑を作る
B 自宅の修景・境界演出	B-①	自宅の塀やフェンスを緑や自然素材で修景する	・自宅の塀やフェンスを緑の素材で修景する
	B-②	自宅のエアコン室外機や配管等の設備が目立たないよう工夫する（植栽で隠す、自然素材のカバーで覆う）	・エアコン室外機を目立たないよう工夫する（2 人）
C 公共空間の美化・修景	C-①	自宅の周りを掃除する・ゴミを拾う	・自宅の周りの掃除、ゴミ拾い（4 人） ・自宅周囲の除草 ・町内の清掃活動に参加（ゴミゼロ運動）（3 人） ・地区ごとに清掃する日を決めてやる
	C-②	ゴミステーションをきれいに保つ、自然素材で修景する	・ゴミステーションをきれいに保つ（2 人） ・ゴミステーションのゴミ拾い
	C-③	壁の落書きを消す	・壁の落書きを消す
	C-④	公共空間でのゴミ拾い	・公園の散歩中のゴミ拾い（犬と一緒の散歩中にゴミ拾いされている方がいらした） ・マラソンの習慣があるので、ゴミ拾いランをやってみたい（ゴミゼロの日にできるといいですが…。） ・ゴミ箱、タバコ、各店で用意が必要では ・中学校、高校にボランティア活動の時間を入れてもらう
D 公共空間の活用・活動の場づくり	D-①	道路、公園、河川等に花や緑を植栽して管理する	・道路に花や緑を植えてきれいにする―南房総のフラワーロードみたいな ・河川を豊かな、ゆっくりとした場所に―ボランティア、予算、市の計画 ・歩道の整備、歩きやすい道の整備や歩きながら景観を楽しめる町づくり
	D-②	公園や広場等に手作りベンチを設置する	・公園の手作りベンチ（3 人） →公園に手作りのベンチを置きお年寄りの集まる場にしたい →公園に手作りのベンチを設置したい（花も一緒に） ・バス停を便利に豊かに →ベンチ作り（2 人）
	D-③	公共スペースを活用したコミュニティガーデンづくり	・コミュニティガーデンづくり（2 人）

Work2　皆の知恵を出し合い「自分たちでできる」取組を具体化しよう！

各自の興味ややってみたいことを元に、「A班　自宅や地域での取組」と「B班　公共空間での取組」に分かれ、実践の具体的な内容や、実現させるための課題などを話し合いました。

A班「A 自宅の緑化・ガーデニング」「B 自宅の修景・境界演出」の取組

自宅や地域での取組ということで、まずは一人ずつ住んでいる地区と、[Work1] で書いた中でも特にやってみたいこと、興味のあることを発表しました。６人のメンバーは請西、請西東、畑沢と３つの地区それぞれ２人ずつだったので、各地区について、みんなで課題やその解決方法、取組のアイデアを出し合いました。話し合いを経て、あらためて次回ワークショップまでに実践することをフリップに書きました。

■地区ごとの取組について（グループ討議の内容）	■次回までに実践すること（各人のフリップ）	
請西／緑による安全な道路環境づくり ・車のスピードを抑制する道路に面した場所への植栽 ・注意喚起する大きなひまわりや赤い花など ・地域で協力して連続的にプランターを配置 ・ご近所さんと連携した花植え活動	・車から見える位置に目立つ色（赤・黄）の花を植える。 ・空いてる駐車スペースにベンチを置いて花で彩り、いこいの場を作る。	・道路から見える位置に花を植え、スピードを抑制する。 ・現在空いてる駐車スペースにベンチを置き、花で飾る。
請西東／緑による安心と快適性の向上 ・歩道を歩く人にも帰宅する住民もホッとする景観 ・2 階のベランダから 1 階に緑のカーテンを作る ・植物の種類に応じた植栽場所（ヒマワリ・ゴーヤー） ・季節ごとに咲く種類を選び、種や苗を近所で分け合う	・種を発芽させて配る ・一人ゴミひろいマラソン	・道路から見える自宅ベランダに緑のカーテンを設置・「美しい庭」道路から見える庭へ花や野菜を植える
畑沢／はじめの一歩としてのプランター植栽 ・歩行者専用道路に面した庭でのガーデニング ・労力をかけずにできることとして、プランター植栽 ・隣家への波及効果による地域全体の景観向上	・妻の協力のもと、自宅の周辺を花でいっぱいにする!! ・自宅前の歩行者専用道路の除草、清掃を行う。徐々に範囲を広げる。	・プランターでゴーヤのシェードカーテンで一石二鳥 ・水やり・自宅の周りやゴミステーション、公園のゴミ拾い

B班「C 公共空間の美化・修景」「D 公共空間の活用・活動の場づくり」の取組

[Work1] で書いた中でも特にやってみたいことについて、具体的な公共空間をイメージしながら話し合いました。特に多く出たのが公園などへのベンチの設置についての意見です。「どこ」に欲しいか、「どうやったら」自分たちでも設置できるかといった要望や課題、また、ベンチ周辺に花壇やプランターで演出したいという意見もありました。B班の討議では、ベンチや植栽に限らず、公共空間での取組は小さな目標を定めて、複数人でグループを作り物事を動かしていくと、つまづいたことや課題が明らかになり、実現への進め方が具体的になっていくのではないかというまとめになりました。

■取組対象ごとの意見（グループ討議の内容）	■次回までに実践すること（各人のフリップ）	
ベンチについて ・小櫃堰公園のベンチが老朽化 ・バス停にベンチを設置してほしい ・話ができる場としてベンチや花で空間づくり ・防災ベンチ	・ベンチづくりのための枠組み―オープンチャットなどを活用した若者への声かけ!! ・草取りゴミへの住民意識向上--ゴミ拾いみんなやろうぜ!!	・公園のベンチ―共通の目的のもとベンチ作りのワークショップ ・何もない道路まわりの花植え
緑・植栽について ・市外からの来街者に向けて道路に花や緑を増やしたい ・自宅の前の植樹帯に植えていいのかわからない ・11 月のアクアラインマラソンの時にほたる野の植樹帯を見てもらいたい	・マラソンロードに花植え ・ベンチを一度作ってみて、全体に手順・材料を報告する。 ・毎月第１日曜日、ごみゼロの日を心がける。	・ベンチ作り―ボランティアを募り、グループで１つのベンチを作成し、街全体へ広げる。 →実現のために、市を中心に広げていく仕組み作り
その他 ・公共の植栽許可があるなら、コミュニティガーデンのように定期的な管理ができる場所になる ・オープンチャットで植栽やベンチ、ゴミ拾いなどの情報共有	・公園へのベンチ設置には、予算的にも公園を管理している町会との調整が必要。 ・ベンチ作りに必要な人数が集まるか心配。	・ベンチが欲しい。公園を充実させたい→市役所でワークショップや工具の講習会などを開催する。学生参加の場などがあれば良い！

みんなで取り組む「身近な景観づくり」
～竹を活かしたプランターづくり講座～

木更津市では、令和７年度より「景観に配慮したまちづくり」の実践を目的としたワークショップを開催しています。今回は「自分たちでできる」取組をより具体化させるため、初心者でも理解・実践可能な実践型体験講座として、竹を活かしたプランターづくり講座を開催しました。

開催日時　：令和８年７月 19 日（日）
午後１時～３時

場　　所　：木更津市役所
朝日庁舎内会議室

参 加 者　：24 名

会の冒頭、市の担当職員からの作り方の手順や作業上の注意事項などについての説明後、２人１組で作業に入りました。たくさん用意された長い竹から好きなものを選び、まずは横型のプランター作りに挑戦。ほとんどの方が竹でモノづくりをするのは初めてだったようです。横型のものが出来た後は、足にするパーツを工夫したり、縦型のものを作ったり。親子やご夫婦のほか、お一人参加の方も多く、初対面でもすぐに打ち解け、協力し合って作業する様子がみられました。普段からお庭などで花や植物を育てている方も多く、また、街中やインターネットで見かけた竹プランターに興味あったという方もいらっしゃいました。それぞれのお宅や職場などでどのように活用されるか、写真が届くのがとても楽しみです。

● 体験講座の様子


■制作サンプルを提示しながら説明


■日を置くと乾燥して固くなるため、加工しやすいよう数日前に切ってきた竹


■１人が押さえて、１人がのこぎりで切る


■長い竹から節に合わせて切り出す



■節と節の間に切り目を入れて穴を開ける



■縦にのこぎりを入れて穴を開ける



■竹用ののこぎりで子どもでも作業が可能



■横型に続き縦型の切り出し作業



■縦にのこぎりを入れる



■親子で協力して作業



■３つ穴を開け、縦に長く立てかけて使う



■職員のサポートで水抜きの穴を開ける







景観に関する今後の取組について

■アクアラインマラソンの開催に合わせたコース沿道の花植え

令和８年11月８日（日）に開催される「アクアラインマラソン」に合わせ、コース沿道となる「ほたる野地区」において、市民参加型のワークショップを通じた花の植栽事業を実施します。ランナーや沿道の観客を花で出迎えるとともに、地域住民が主体となったまちの景観づくりを推進することを目的としています。

【実施内容（予定）】

項目	内容
対象エリア	ほたる野地区（アクアラインマラソンコース沿道）
対象者	・ワークショップ参加者　・市民一般　など
実施時期	令和８年10月（全２回）
企画内容	第１回：土づくり　第２回：花の植栽
使用花材	今後、発案者を中心に決定

■「（仮称）身近な景観づくりの手引き」の作成

昨年度より開催しているワークショップ参加者の意見やアイディアを盛り込み、住民等が実施する身近な景観づくりの進め方のヒントとなるような手引きを作成します。また、手引きは市民の取組を主体としつつ、その取組と連携すべき効果的な取組として、市が公共施設において実施すべき取組についても盛り込みます。

【作成スケジュール（予定）】

時期	内容
令和８年９月	第３回景観まちづくりワークショップ開催 →現在実践中の身近な景観づくりの取組報告
令和８年10月～12月	「（仮称）身近な景観づくりの手引き」（案）作成に向けた調整
令和８年12月	第４回景観まちづくりワークショップ開催 →「（仮称）身近な景観づくりの手引き」（案）の提示
令和８年12月～ 令和９年２月	第４回景観まちづくりワークショップでの意見を踏まえた修正
令和９年２月	「（仮称）身近な景観づくりの手引き」完成

各種実績について

■景観法に基づく届出

景観法の規定（法第８条第２項第２号）に基づき、木更津市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想される一定規模以上の建築物等について届出対象としています。

行為	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
建築物	15	26	13	17	16	21	20	16	13	11
工作物	10	5	4	3	7	8	6	4	5	5
開発行為	3	3	4	0	1	0	6	2	3	2
土石	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
変更	1	3	2	3	1	5	9	2	4	3
合計	30	37	23	23	26	34	41	25	25	21

■木更津市景観形成重点地区支援事業補助金

景観形成重点地区（富士見通り）における景観形成基準に適合し、良好な景観の形成及び魅力あるまちづくりに寄与する景観づくりを行うものに対し補助金を交付しています。

（単位：円）

申請年度	補助対象行為の場所	交付額	補助対象行為
R4	中央一丁目	566,000	建築物の修繕・模様替え等、気軽に行う景観づくり（道路等の公共空間から見える部分）
R5	中央一丁目	450,000	建築物の修繕・模様替え等
R5	富士見二丁目	1,000,000	建築物の新築
R7	富士見一丁目	500,000	建築物の模様替え
合計		2,516,000	

【R7 補助金活用実績】

着手前



着手後



■木更津市景観形成推進事業補助金

良好な景観形成に資する事業を実施する市民団体等へ補助金を交付しています。

（単位：円）

団体名 （活動場所）	H29 交付額	H30 交付額	R1 交付額	R2 交付額	R3 交付額	R4 交付額	R5 交付額	R6 交付額	R7 交付額
木更津商工会議所女性会 （木更津港）	50,000								
請西区自治会花の会 （二中、交差点）	30,000	50,000	50,000	50,000	50,000	35,000	50,000	35,000	50,000
うりくら遊学の会 （金田西、小櫃法面）		50,000	50,000						
中尾菅生地域保全会 （清川中、交差点）			50,000	50,000	50,000	35,000	50,000	48,518	50,000
菅生環境保全会 （東邦病院近く、高架下）			50,000	50,000					
.花のある街づくりの会 （波岡公民館）						30,000	50,000	50,000	50,000
合計	80,000	100,000	200,000	150,000	100,000	100,000	150,000	133,518	150,000

【R7 補助金活用実績】





■景観アドバイザーによる助言

景観形成に関する技術的及び専門的な助言を聴くことにより、良好な景観形成について適切な誘導を図るために、景観アドバイザーを委嘱しています。

助言年度	助言件数	助言内容
H28	1 件	・市内商業施設の屋上看板に関する相談
R2	3 件	・市内医療施設の色彩に関する相談 ・富士見通りの将来イメージ図に関する相談
R3	1 件	・市内堆積物に関する相談
R5	2 件	・市内商業施設色彩に関する相談
R6	2 件	・市内宿泊施設の形状、色彩等に関する相談
R7	2 件	・市内宿泊施設の形状、色彩等に関する相談
合計	11 件	